

別表

減免基準	申請書の提出先及び決定権者	申請書の様式	添付書類	校長の提出書類	申請及び減免の時期	左の特例
(1)	校長	様式第1号	児童福祉施設に入所していることを証する証明書	—	校長又は教育長は右(特例)に掲げるものを除き、申請書を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にはその日の属する月)から減免することとする。(減免基準(3)を除く。)	<p>1 減免基準(共通)</p> <p>(1) 適用されていた減免基準の条件に該当しなくなったため減免が取消された者が、適用されていた減免基準の条件に該当しなくなる以前から他の減免基準の条件に該当している場合において、適用されていた減免基準の条件に該当しなくなった後、直ちに校長又は教育長が申請書を受理し、減免決定したときには、引き続き減免することができる。</p> <p>(2) 休学したため減免が取り消された後減免年度内に復学した者が、復学の日の属する月の初日以前から減免の条件に該当している場合において、復学の後直ちに校長又は教育長が申請書を受理し、減免決定したときには、復学の日の属する月から減免することができる。</p> <p>(3) 転学、編入学又は転籍した者については、直ちに校長又は教育長が申請書を受理し、減免決定したときには、その事実発生の日から減免することができる。</p> <p>(4) 減免年度期間中に生活保護法第12条に基づく生活扶助を取消された者及びその子弟について、その取消決定の日を知った日以後、直ちに校長又は教育長が申請書を受理し、減免決定したときは、その取消決定の日の属する月の翌月から減免決定することができる。</p> <p>(5) 最終学年の者が原級留置により引き続き在学することとなった場合については、4月中に申請を受理したものを免除決定した場合に限り、受理した月から減免することができる。</p> <p>2 減免基準の(1)</p> <p>第1学年の者については、4月末までに申請書を受理したもの(4月1日以前に事実発生があった者に限る。)を免除決定した場合に限り、4月分から免除することができる。</p>
(2)	〃	様式第1号及び様式第2号	世帯の構成人員・年齢が確認できる住民票記載事項証明書等(以下「住民票記載事項証明書」という。)及び市町が発行する前年所得証明書(様式第3号、以下「所得証明書」という。)	—		
(3)	〃	様式第1号	留学願(写)	—		
(4)	〃	〃	所得証明書(新規就労の者及び第2学年の者については事業所が発行する勤務及び給与支払見込証明書(様式第4号))	—		
(5)	〃	様式第1号及び様式第2号	<p>所得証明書(新規就労の者については、事業所が発行する勤務及び給与支払見込証明書(様式第4号)。以下、この表において同じ。)及び住民票記載事項証明書等</p> <p>ただし、保護者等の死亡等により生活困窮となった場合は、その理由を証する書類を添付すること。</p> <p>(ア) 死亡 死亡診断書(写)又は死亡届(写)等</p> <p>(イ) 長期入院 診断書等</p> <p>(ウ) 失業 離職票(写)及び雇用保険受給証明書(写)等</p> <p>(エ) 破産 県健康福祉事務所・県税事務所等の発行する営業廃止届(写)等</p> <p>(オ) 離婚 裁判所の証明書又は民生委員の証明書等</p> <p>(カ) 行方不明 裁判所の証明書又は民生委員の証明書等</p> <p>(キ) 災害 災害証明書及び被害額が分かるもの等</p>	—		

(6)	〃	〃	ア 住民票記載事項証明書等及び源泉徴収票(年末調整後のもの)又は税務署長が発行する納税(非課税)証明書 イ 住民票記載事項証明書等及び所得証明書 ウ 社会保険事務所長が発行する免除通知書の写し エ 児童扶養手当証書の写し オ 市町村教育委員会が発行する就学援助の決定通知書又は、就学援助費を受けていることを証する書類	—	<p>3 減免基準の(2)、(5)、(7)、(8)及び(9) 6月又は7月中旬に申請書を受理したものを減免決定した場合に限り、減免年度の最初の月から減免することができる。</p> <p>4 減免基準の(4) 第1学年の者については、4月中旬に申請を受理したものを免除決定した場合に限り、受理した月から免除することができる。</p> <p>5 減免基準の(6) 6月又は7月中旬に申請書を受理したものを免除決定した場合に限り、減免年度の最初の月から免除することができる。ただし、第1学年の者で基準ア、イ(7)、エに該当するものについては、4月末までに受理したもの(4月1日以前に事実発生があった者に限る。)を免除決定した場合に限り、4月分から免除することができる。</p> <p>6 生活保護法第12条に基づく生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯内にある者で、学校の授業料又は受講料について同法第17条に規定する生業扶助を受けることができない者又はその者と同一世帯内にある者</p> <p>(1)減免基準の(2)及び(6)イに該当する者のうち上記の者については、左に掲げる添付書類に代えて、生活扶助を受けていることを証する県民局長又は市区町村長の証明書及び学校の授業料又は受講料について生活保護法による生業扶助を受けていないことの証明書(様式第10号)を提出することで、また、減免基準の(4)に該当する者のうち上記の者については、左に掲げる添付書類に加えて学校の授業料又は受講料について生活保護法による生業扶助を受けていないことの証明書(様式第10号)を提出することで、それぞれ免除決定することができる。</p> <p>(2)なお、上記(1)に該当する第1学年の者並びに正規の修業年限を過ぎた者にあつては、該当年の4月末までに申請を受理したものを免除決定した場合に限り、4月分から免除することができる。</p>
(7)	〃	〃	所得証明書	—	
(8)	〃	〃	所得証明書		
(9)	教 育 長	〃	その他別途指定する書類等	様式第5号及び第6号	
<p>(注) 上記該当者のうち、交通遺児等の場合は別に自動車事故による死亡証明書(様式第11号)等交通遺児等を証する書類を添付するものとする。</p>					